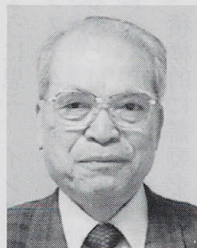


史探訪

日本商船教育ことはじめ（後編）



元練習帆船日本丸船長
元東京商船大学教授

橋本 進

【前編のあらすじ】

三菱商船学校は明治8年（1875）11月1日に開設され、隅田川・永代橋下流に係留された成妙丸を校船とし、翌9年1月22日運用科第1期生44名を収容、同月24日から授業を開始した。明治10年10月15日、機関学舎が開設され授業が始まったが、第1期入校者は志願者40余名中僅か7名であった。

【三菱商船学校の官立移管】

〔官立移管の理由〕

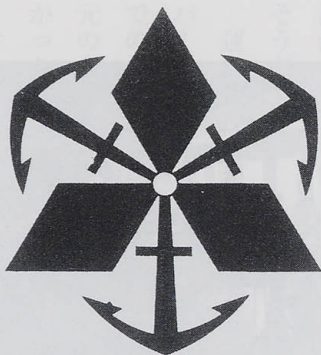
三菱商船学校は創立当初、内務省駅通寮の所管に属したが、明治10年1月駅通寮は駅通局に昇格された。同14年4月22日同局は農商務省に移管され、三菱商船学校も同省商務局管船課に所管換えとなった。同4月27日校章を変更し「三菱三錨」とした。

明治15年（1882）4月1日、三菱商船学

校は官立に移管され、名も東京商船学校と変更し、校章も「羅針八方鍼」（コンパスマーク）に改定された。

この三菱商船学校官立移管について、明治15年農商務省報告書（第二回年報）は「商船学校」の項で次のような理由をあげている。

まず海員育成の急務について次のように前置きしている。（フリ仮名は筆者）



三 菱 三 錨



羅 盤 八 方 鍼

海運ノ業月ニ隆ニ船舶ノ数年ニ増加スルニ当テ最モ急務ト爲ス所ノモノハ一ニ海員陶冶ノコトニ在リ如何トナレバ航海ノ技術タル大ハ即チ天象氣候ヨリ小ハ即チ船体綱具ノ操法ニ至ル諸般ノ學術ヲ講習スルニ數年ノ星霜ヲ積マサレバ以テ其成業ヲ期ス可カラサルモノトス是レ曩ニ三菱商船学校創設ヲ誘導スル所以ナリ

この前置きを実現するため、学校を官営に移す必要ありとして、次のように理由づけた。

（1）経費について

— 然ルニ二十四年七月ニ至リ同校経費ニ係ル該社ノ支出金ヲ廃シ単ニ官給ノ補助金一途ヲ以テ之カ維持法ヲ設ルニ因リ殆ト本校前途ノ進路ヲ遮断スルノ状況ヲ呈シ大ニ当初政府ノ誘導補助スル所以

ノ旨意ニ背馳スルニ至レリ。

2) 兵役について

決して長計の策でないから、国費を以て維持すべきが当然である。」

あったが官立となった翌年の明治16年（1883）から春（3〜4月頃）と秋（10〜11月頃）、年

明治15年（1882）4月1日、三菱商船学

ノ旨意ニ背馳スルニ至レリ。

(2) 兵役について

―加之私立学校ノ生徒タル兵役ヲ免ル、能ハス是等ノ数因以テ本省ノ直轄ニ帰セシ所以ナリ

(3) 校舎について

―然リ而シテ現校舎タル元来一肆店ヲ仮用セルモノニシテ其構造位置素ヨリ校舎ニ適セズ生徒教授上最モ不便ヲ極ム故ニ一地ヲトシ更ニ校舎ヲ構造シ大ニ教用ノ器械ヲ完備センコトヲ望ム然ラサレバ之ヲ官衙ニ付スルノ効用ヲ見サルナリ

(4) 機関科の増募について

―夫レ本邦ノ如キハ機関手最モ其人ニ乏シキカ故ニ之ヲ陶冶スル甚タ急務ナリトス然ルニ本校経費ノ給セサル同科生徒ノ如キハ曾テ外国教師在校ノ日募集セシ生徒ノ内国汽船ニ乗組者四名横浜製鉄所ニ就業スル者尙名ノ外又之ヲ増募スルヲ得ス故ニ更ニ経費ノ増額ヲ要シ校舎新築及ヒ同科生徒教育ノ道ヲ開クヲ希望ス

三菱商船学校の官立移管について、時の管船局長塚原周造（明治24年、東京商船学校校長を兼任）は自叙伝『塚原夢舟翁』の中で

「元来国家須要の特殊教育機関を一営利会社に委ねて、それと消長を共にさせるといふ事は

決して長計の策でないから、国費を以て維持すべきが当然である。」

と書いている。官立移管の責任者であった塚原周造の想いはそこにあったことに間違いはないであろう。ともあれ、その裏には諸々の政治的理由があつたにせよ、明治政府が日本海運の発展とその乗組員の養成に努力を惜しまなかつたことは明らかである。

〔三菱商船学校生徒数の変遷〕

三菱商船学校に続き、明治15年4月1日に官立に移管されたときの東京商船学校の生徒数の変遷は表のとおりである。

年次	項目		N	E	N	E	N	E	N	E	N	E	N	E	N	E	N	E	N	E
	入学	卒業																		
明治9	49	7	7	2	2	1	1	71	74	78	87	88	91	88	79	46	10	6	5	8
10	35	7	7	2	2	1	1	79	74	78	87	88	91	88	79	46	10	6	5	8
11	25	7	7	2	2	1	1	88	79	74	78	87	88	91	88	79	46	10	6	5
12	16	6	9	7	2	1	1	88	79	74	78	87	88	91	88	79	46	10	6	5
13	24	18	6	8	6	3	3	88	79	74	78	87	88	91	88	79	46	10	6	5
14	22	14	6	7	2	1	1	88	79	74	78	87	88	91	88	79	46	10	6	5
15	11	4	9	7	2	1	1	88	79	74	78	87	88	91	88	79	46	10	6	5
16	22	11	6	7	2	1	1	88	79	74	78	87	88	91	88	79	46	10	6	5
17	16	5	6	7	2	1	1	88	79	74	78	87	88	91	88	79	46	10	6	5

〔注〕 N…航海（運用）科 E…機関科

〔官立移転後の商船学校〕

明治15年（1882）4月1日、私立三菱商船学校は官立東京商船学校となった。

それまでは毎年4月、年1回の入学制度で

ルノ状況ヲ呈シ大ニ当初政府ノ誘導補助スル所以

あつたが官立となつた翌年の明治16年（1883）から春（3〜4月頃）と秋（10〜11月頃）、年2回の入学制度になった。この制度は明治19〜25年および明治33年の変則的な入学期を除いて、東京高等商船学校の昭和16年まで続いた。また、明治17年（1884）より徴兵令第18条4項により海軍生徒に準じ徴兵猶予となつた。

〔三菱商船学校第1期生の軌跡〕

明治9年入学の第1期生には本則と仮則の課程があり、共に運用科（航海科）で本則は外航に、仮則は内航に適する修学課程であつた。

本則の入学年齢は14歳〜18歳、在学年限は座学2年・実地（アプレンティス）3年の計5年、仮則の入学年齢は19歳〜25歳、在学年限は座学1年・実地2年の計3年であつた。

当初の教育目標は、理論（座学）と実地（実習）を兼修することにあつたが、結局は実地の経験を体得することに主眼を置くいわゆるアプレンティス制度に依つた。これは明らかにイギリスにおける商船教育を範としたものであつた。アプレンティス制度による実習期間は、船舶の種類や航路によって大きく左右されるので、卒業年月もまちまちであつたと思われるが、海洋会（一般社団法人）名簿には「東京航海科1期生」（三菱商船学校第1期生）として登録されている。今から凡そ130数年前のことであ

り、その人たちの動静・情報は極めて少ないので、現在手許にある資料を掲げて参考に供する。

〔伊東治三郎〕

石川県出身、明治8年（1875）金沢石川県専門学校（現金沢大学）卒業、翌9年三菱商船学校第1期生として入学、明治13年2月卒業と同時に母校の教員となる。

明治15年4月1日、三菱商船学校は官立に移行し農商務省商船局管船課の所管となり東京商船学校と改名された。伊東は中村六三郎校長と共に三菱会社から農商務省出仕となる。同年10月、教授心得となったが、12月に航海術研究のため船舶に乗り組みその職は解かれた。

明治18年（1885）12月、通信省が創設され駅通・管船・電信・灯台の4局が置かれ、その事務を管掌した。管船局には調整課・登録課・司検課の3課が置かれ、司検課は海員および水先人の試験、審問、船舶の検査および新造工事の監督に関する事務を所掌した。明治19年3月、船舶司検所の設置にともない、伊東は通信省司検官となった。司検官は今という海技試験官、海難審判官および船舶検査官を兼任していた。

その後、伊東は通信省管船局船員課長となったが、大正5年11月に私立川崎商船学校創立評議員となり、同7年（1918）2月校舎が竣工したところで初代校長に就任したが、翌8年6月校長を辞任した。

大正9年（1920）、私立川崎商船学校は廃校となり、神戸高等商船学校が創立された。

〔岩藤與十郎〕

文久元年（1861）、岡山県士族岩藤高矩の長男として生まれ、明治9年（1876）1月15日三菱商船学校第1期生として入校し、明治13年（1880）12月20日、航海学全科の試験に合格して卒業した。

同年12月24日、郵便汽船三菱会社に入社し「高千穂丸士官心得月給廿五圓」の辞令を受けた。明治16年（1883）3月22日には「芳野丸一等運転士月給三拾五圓」を命じられ、明治21年（1888）4月17日付で「出雲丸船長申付候事但月給金八拾圓」の辞令を受けた。岩藤與十郎27歳、入社して8年後であった。ちなみに、出雲丸は700トンの小型貨物船である。（この項『日本郵船歴史博物館』による）

〔山田 毅・三田村鐘三郎〕

伊東治三郎とともに『商船船具運用全書』編纂事業に従事したが、伊東が教員に転じ編集の補助にはあつたが、専ら山田が単身この事業に当たることになったので、卒業間もない三田村鐘三郎を雇傭して参画させた。

〔賀屋洋介・伊東治三郎・吉田有稔・春日 融〕

三菱商船学校開校時に職員（監事・月給3円）として、明治9年1月15日付で採用。官立移管時には伊東のみが農商務省に出仕している。

の認定方法はなかったのである。

〔大島高彦〕

通信省司検官となる。

〔上島清造〕

後述する明治27～28年（1894～1895）の日清戦争時、工作船元山丸船長川室清造は上島清造ではないかと思われる。その理由として、姓は養子縁組等変更することもあるが、名前が変わることは考えにくいので「清造」は同一人物と考えて差し支えないのではないかと。また、明治13年（1880）に三菱商船学校を卒業（伊東・岩藤も同じ）して15年も経過しているのに、元山丸船長であることは十分考えられること。さらに、写真から判断すると川室清造船長は小柄であり、「校船成妙丸船上の第一期生」写真の上島清造も小柄だからである。

〔日本の海技免状〕

ここで、日本の海技免状について述べるのは、幕末期から明治29年（1896）に船舶職員法が公布されるまでの間、船舶職員（航海科・機関科士官）はどのような呼び方をされていたのかを調査するためである。

〔幕府軍艦咸臨丸時代〕

万延元年（1860）、幕府軍艦咸臨丸はサンフランシスコ航海に成功した。

咸臨丸の船内組織は軍艦奉行、教授方頭取、教授方運用方・鉄砲方、教授方測量方・運用方、

於ケル鴨緑江ヨリ露領黒龍江ニ至ルノ沿岸及ヒ薩噠諸港ニ航スルモノモ亦包含ス

工したところで初代校長に就任したが、翌8年6月校長を辞任した。

教授方蒸気方、教授方手伝、通弁役、公用方、操練所勤番、医師、医師見習までが士官待遇で、運用方、鉄砲方、蒸気方等にはそれぞれ小頭が付き、水夫や缶焚をまとめていた。この組織は陸上の組織（軍艦操練所）をそのまま海上に持ち込んだに過ぎなかったので、咸臨丸乗組員の階級は極めてあいまいであった。つまり、教授方には長崎海軍伝習所で学んだ幕臣らを当てていたが、その階級・順位は経験や力量によるものではなく、封建社会そのままの家柄・禄高によって決められていたのである。

また、階級やその呼称についても極めてあいまいであった。例えば咸臨丸の場合、勝麟太郎は咸臨丸頭取の肩書きであったが、これは前職の軍艦操練所頭取の肩書きをそのまま軍艦に流用したに過ぎず、船將（艦長）の肩書きではなかったのである。勝は「船中の規則は船將より令するなり、吾輩教頭の名有りて船將にあらず、然れども運轉針路其の他航海の諸術は又指揮なさざることを能わず」と不平を述べている。

一方、咸臨丸に同乗したアメリカ海軍大尉ジョン・マーサー・ブルック (John Mercer Brooke) は『咸臨丸日記』のなかで、軍艦奉行木村撰津守を「アドミラル (admiral)」（提督）、勝頭取のことを「キャプテン (captain)」（艦長）と呼んでいる。

この時代、当然のことながら海技技術や資格

として、明治9年1月15日付で採用。官立移管時には伊東のみが商農務省に出仕している。

の認定方法はなかったのである。

〔明治初・中期〕

(1) 明治9年（1876）6月6日布告第82号により日本に初めて試験免状規則が公布された。

西洋形商船船長運轉手及ヒ機関手試験免状規則
此規則ハ船長運轉手及ヒ機関手約定総則及ヒ試験免状章程の兩款ニ分ツ

此兩款ハ航洋船ニ施行スルモノニシテ湖川、港灣、内海、或ハ海峡中ニ限り運用セル船ニ施行セサルモノトス

とし、さらに同年6月28日布告第94号において前記82号規則の追加を公布した。

ここで初めて航洋船に対する「船長・運轉手（一等運轉手・二等運轉手）・機関手（一等機関手・二等機関手）」の名稱と、それぞれの資格に対する「試験」と「免状」が制定された。

(2) 明治14年（1881）12月28日布告第75号により、西洋形船船長運轉手機関手免状規則（改正）が公布された。

西洋形船船長運轉手機関手免状規則

此規則ハ海軍諸艦ニ關セサルモノトス

此規則中内國航船ト稱スルハ支那朝鮮ノ間ニ

咸臨丸の船内組織は軍艦奉行、教授方頭取、教授方運用方・鉄砲方、教授方測量方・運用方、

於ケル鴨綠江ヨリ露領黑龍江ニ至ルノ沿岸及ヒ薩俄噠諸港ニ航スルモノモ亦包含ス

第一條 船長、運轉手、機関手ノ職ヲ執ル者ハ此規則ニ遵ヒ其職ニ應スル等級ノ免状ヲ農商務卿ヨリ受ケ之ヲ所持スヘシ

第二條 免状ハ甲乙及ヒ小形船機関手ノ三種トナシ又甲乙ノ兩種トモ船長、一等運轉手、二等運轉手、一等機関手、二等機関手ノ五ニ分チ各々試験規定ニ從ヒ及第シタ者に授與スヘシ
第三條 試験の規定は第壹號布達ニ據ルヘシ
第四條 高等ノ免状ハ下等ノ免状ニ代用スルヲ得下等ノ免状ハ高等ノ免状ニ代用スルヲ得
甲種船長ノ免状ハ乙種船長ノ免状ニ對シ高等ノ効力ヲ有シ運轉手、機関手ノ免状ニ於ケルモ亦同シ

第五條 従前授與シタル本免状ハ甲種免状ト同一ノ効力ヲ有シ又假免状ハ當分ノ内乙種免状ニ代用スルヲ得

（以下略）

(3) 明治29年（1896）4月7日法律第68号で船舶職員法、同第69号で海員懲戒法が公布された。

明治32年3月、船員法および水先法が制定され、甲板部は甲種・乙種・丙種の三種に分ち、甲・乙兩種に船長・一等運轉士・二等運轉士の3階級を、丙種に船長および運轉士の2階級を置き、機関部は甲・乙の種別をな

くして一括して機関長・一等・二等・三等機関士の4階級に改められた。なかでも一等機関士の免状は英国にもないわが国独自のもので、免状の表面には「一等機関士」と書かれ、裏面の英訳文には「2nd Class Engineer」と記載され、表裏が一致しない形式のものとなった。ともあれ、この時点で新たに「機関長」の職名が使われ、運轉手が運轉士に、機関手が機関士の呼称に変わった。

〔日清戦争勃発と日本海軍工作船〕

〔日清戦争勃発・豊島沖海戦〕

明治維新後も欧米勢力の東洋進出は著しく、特にロシアの南進政策は際立っていた。朝鮮半島が第3国の手に渡ることは、島国である日本にとっては喉元(のどもと)に匕首(あいくち)を突きつけられるのと同じである。日本としては朝鮮を何としても独立国家とし、国交樹立を進めなければならない。しかし、これに対抗するのは、歴史的に朝鮮とは君臣関係をもって任じていた清国であり、日清両国の衝突は避けられないものと認識されるようになっていたが、まだ宣戦布告には至ってなかった。

明治27年(1894)7月25日、日本海軍第1遊撃隊の巡洋艦吉野・秋津洲・浪速の3艦は、朝鮮半島へ増援兵を輸送する清国船監視の命を受けて行動中の同日午前6時30分、豊島(朝鮮

半島西岸牙山湾外)沖で清国軍艦濟遠と広乙の2隻を発見、彼我の距離3,000mになったとき清国軍艦2隻が発砲し海戦の火ぶたが切られた。これが豊島沖海戦で宣戦布告前の事件であったが、ここで事実上の日清戦争が勃発した。砲撃戦の結果、広乙は座礁して自爆したが、濟遠は降伏と見せかけながら遁走した。

〔日本海軍工作船〕

工作船について、『戦力と船力』(須川邦彦著、1944)には次のように説明されている。

「戦時の海軍艦艇に装備せる大砲その他の兵器、機械などは、頻繁に使用されるため、その破損摩滅を生ずること多く、また戦後は艦艇の舷側、甲板、その他各部に損傷を蒙ることが多い。これを自国軍港または基地へ回航して修理することは、戦機を誤り、また作戦上不利を来す虞がある。よって前進基地、或は洋上に於て出来得かぎりの修理を行ひ、迅速に戦闘力を回復させるため、工作船を機装して艦隊に附随せしむるのである。艦艇には同一型の姉妹艦があり、これら一定規格の同型のものは兵器、機械など各種の予備品を以て直ちに取替へ得る便宜がある。随って工作船は造兵、造機、造船に関するあらゆる資材、予備品、ならびに各部門専門の技師及び熟練工務員の多数を乗船させて、所謂移動海軍工廠の任務につくのである。」

日清戦役に帝国海軍は工作船として一千噸級の元山丸、品川丸の二隻を：(略)工作船として徴用し、船體水線以下の修理で入渠を要するもののほかは、艦艇の応急修理に大なる功績をあげた。」

〔日清戦争寫真集と元山丸乗組員記念写真〕

〔日清戦争写真集〕

東京海洋大学海洋工学部(越中島キャンパス)の附属図書館に『日清戦争写真集』が保管されている。

この写真集は縦27cm・横35cmで91枚の寫真で構成され、縦40cm・横31cm・深さ9cmの木箱の中に収められ、蓋の内側には

明治廿七八年日清交戦ノ際西京丸壹等機関手清水爲政氏寫之

西原友忠

と墨書されている。

さらに、この木箱の中には「元山丸乗組員の記念写真1枚と説明書1枚が収められており、これを調査したところ興味深い事実が判明した。

〔元山丸〕

明治元年(1868)、英国ニューキャッスルで建造された鉄製スクリュー船である。

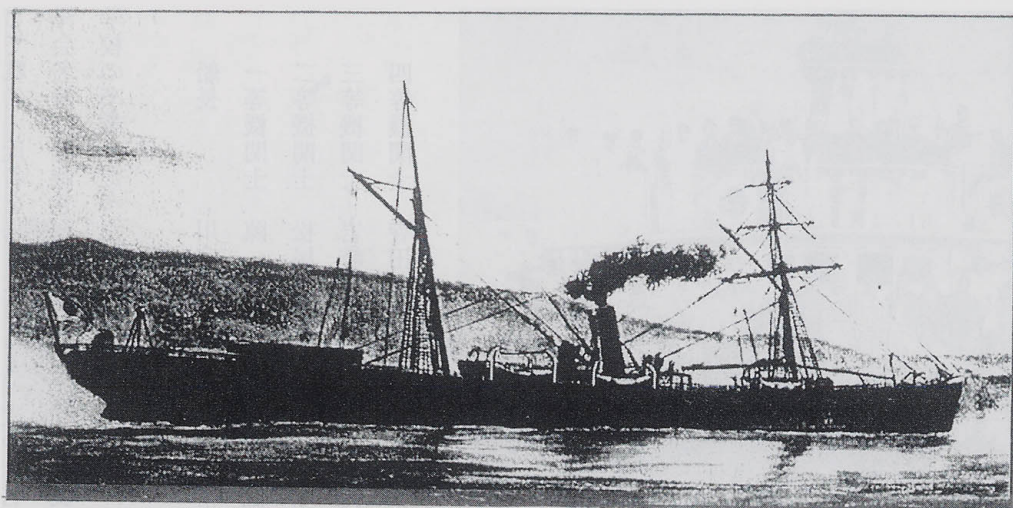
主要目は、総トン数2,198トン、長さ

99・7m、幅10・26m、深さ3・22m、主機

として艦隊に随行させた。

明治8年(1895)5月8日、日清戦争は

之を賛す於是全港寫眞師上野彦馬に依頼し全年六月五日午后第三時之を撮寫せしむ此の日や



元山丸（世界の艦船別冊・日本郵船船舶100年史）

99・7 m、幅10・26 m、深さ3・22 m、主機140馬力、速力9ノット。
明治27年（1894）6月15日、日本郵船が購入して元山丸と改名した。同年8月2日、日清戦争勃発と同時に日本海軍が徴用し、工作船

朝鮮半島へ増援兵を輸送する清国船監視の命を受けて行動中の同日午前6時30分、豊島（朝鮮

門専門の技師及び熟練工務員の多数を乗船させて、所謂移動海軍工廠の任務につくのである。

として艦隊に随行させた。

明治28年（1895）5月8日、日清戦争は終結し元山丸の徴用は解除された。その翌年の明治29年（1896）5月25日、日本郵船は元山丸を大阪の山本藤助に売却した。明治34年、大阪の山本に移籍し運行されていたが、明治36年（1903）根室で遭難・破船した。

〔元山丸乗組員記念写真〕

この元山丸乗組員の記念写真の右上隅には「帝国日本ニ於テ最初工作船元山丸」と書かれ、次の説明文がついている。（ふり仮名は筆者）

嗚呼之乃ち明治廿七年日清交渉事件に際し我海軍省より同年七月廿四日特に工作船乗組を命ぜられ郵船会社の所轄なる元山丸と共に生死を齊くせんと誓ひし乗組全員の眞影なり回顧すれば曩には韓清の敵海を縦横して彼が航路を蹂躪し旅順港畔に年を閲し廿八年二月威海衛ニ激波を冒し後又征臺軍なる西海艦隊附を命ぜられ途次佐世保軍港並に長崎港に錨を投し全年三月下旬を以て南洋攻撃軍に従ひ途次沖繩淀舟に寄港し漸くにして澎湖島に着す投錨數十日偶々強風に遭ひ錨捲器を損し其修覆全船に於て爲す可からざるを以て長崎に航し三菱造船所に於て加修す時偶々乗組の一員各自が肖像を撮影せんことを發議す衆齊しく賛同し此旨上官に告ぐ上官も又

ルで建造された鉄製スクリュー船である。

主要目は、総トン数2,198トン、長さ

之を賛す於是全港寫眞師上野彦馬に依頼し全年六月五日午后第三時之を撮寫せしむ此の日や天氣晴朗恰も光線的作用を以て其撮影の顔容實際と稍や異なるあるを免れず而して鈴木淺羽原の三氏は該航海には澎湖島に残留せしを以て全氏等の寫眞を再寫し之に加へて以て永く各自が將來の紀念とせり

明治廿八年六月五日

於長崎從軍工作船元山丸乗組総員

撮影者姓名及位置の概要

第一上部コンハスノ傍ニ在リテ黒服ヲ着シ左手ニ欄ヲ握ルハ一等運転手西原友忠中央ニ當リ黒上衣ニ白袴ヲ着セシハ船長川室清造其右方に當リ少シ身ヲ斜ニスルハ海軍大尉從七位勲四等監督將校十津川虎雄其下段（ブレイジ）中央ニ當リ正面ニ向ヒ右手ニ欄ヲ握ルハ海軍大技士工學士松尾鶴太郎其右ニ正面ニ向ヒ右手ニ欄ヲ握ルハ海軍大技士山崎甲子二郎松尾ノ右ニ當リ身ヲ斜ニ向ヒタルハ海軍少軍醫田邊貞次其ノ右正面ニ向ヒ右手ヲ見ハスハ海軍少主計不二樹幾之輔其ノ右ニ白服ヲ着シ正面ニ向フハ一等機關士陳直次其ノ右ニ丈低キ黒服ニテ斜ニ向フハ三等機關士岩崎瀧男陳ト岩崎ノ間ニ頭部僅ニ現ハスハ二等機關士松尾貞吉岩崎ノ右ニ當リ黒服ニテ頭ヲ垂レルハ三等運轉士根本正根本ト岩崎ノ間ニ腹部上ヲ現ハシ：（以下略）

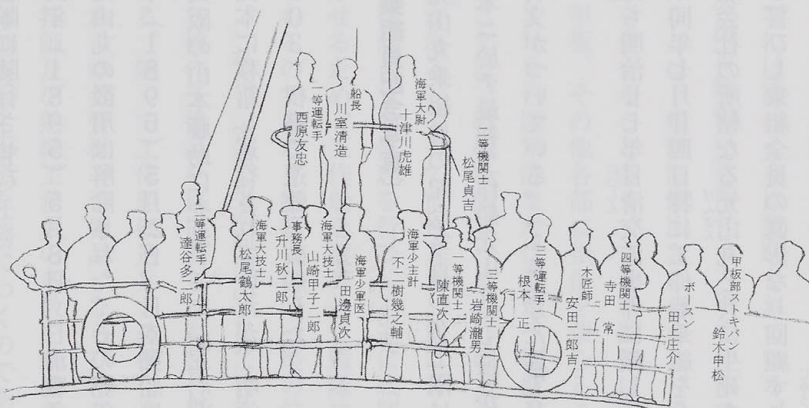
この元山丸乗組員記念写真の船橋部分を拡大

して職名・氏名を当てはめると、次の5名が海洋会名簿に記載されていた。つまり、三菱商船学校の卒業生だったのだ。

船長 川室清造（1期・川室清造）
 一等機関士 陳 直治（1期・陳 直治）
 二等機関士 松尾貞吉（7期・松尾亭吉）
 三等機関士 岩崎瀧男（7期・岩崎滝雄）
 四等機関士 寺田 常（13期・寺田 恒）



日本海軍工作船元山丸乗組員記念写真（撮影・上野彦馬）



元山丸船橋の氏名対照図

なお、この写真等の提供者西原友忠、西京丸1等機関手清水為政両名の消息は不明であった。またこの記念写真は、当時、長崎在住の著名写真家上野彦馬（1838-1904）が撮影したもので、史料的にも貴重なものである。上野彦馬は上野俊之丞の四男として長崎に生まれた。安政4年（1857）にオランダ人ポラン人口シエから湿板写真術を学ぶ。文久2

年（1862）11月長崎に上野撮影局を開設し、職業写真家の開祖の1人となる。高杉晋作・坂本龍馬ら維新の志士の肖像写真に優れた作品が多い。明治7年（1874）に太陽面を通過する金星を、明治10年（1877）には西南戦争戦蹟を撮影。著書に化学書『舎密局必携』がある。

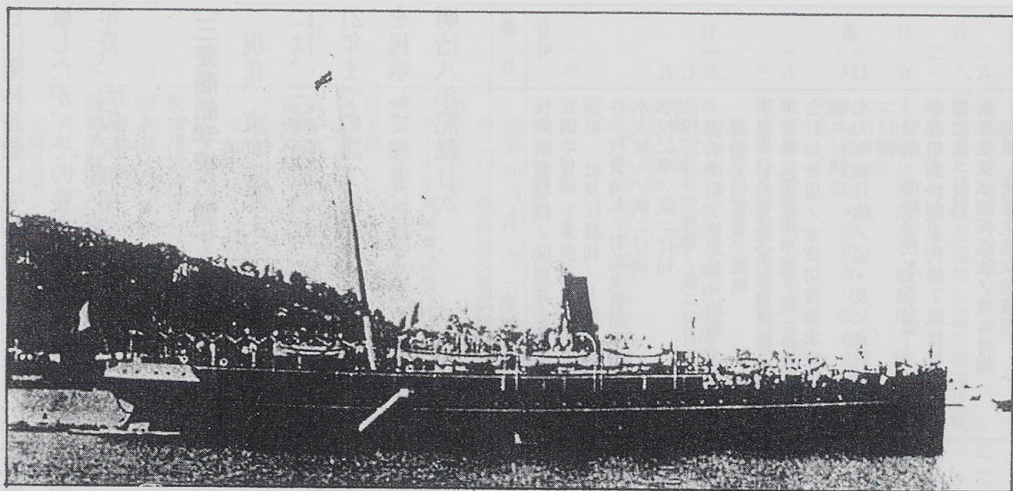
〔西京丸〕

明治18年（1885）郵便汽船三菱会社と共同運輸會社が合併し日本郵船が設立された。

新会社といっても、船隊の内容は旧会社2社からそのまま引き継いだものが多く、老朽船が多数を占め、しかも、帆船が11隻も含まれていた。

日本郵船が最初に行ったことは、合併時の雑多な船隊を整理して新造船の導入を進め、船質改善に務めることであった。

西京丸は日本郵船創立後の最初の新造船で、イギリス・グラスゴウのロンドン&グラスゴウ造船所で建造された貨客船である。その要目は総トン数2,904トン、全長99・1m、幅12・8m、深さ8・85m、主機は直立3連成レシプロ2基、3,240馬力、航海速度12ノット、最高速度14ノット、旅客定員341名（1等32、2等39、3等270）というものであった。明治21年（1888）6月に完成後日本に回航、同年8月に到着後、ただちに上海航路に就航した。



西京丸 (世界の艦船別冊・日本郵船船舶 100 年史)

明治27年(1894)8月2日、日清戦争勃発後、西京丸は日本海軍が徴用し船長(艦長)に鹿野勇之進少佐が任命され仮装巡洋艦として12センチ速射砲1基、57ミリ速射砲1基、47ミリ速射砲2基を装備し、9月2日佐世保を出港

して翌3日には「長直路」(朝鮮半島南端の海域で戦略的潜伏泊地をいう―現独居群島付近?)の根拠地に到着、日本海軍連合艦隊(司令長官伊東祐亨)に合流した。

同年9月6日、軍令部長樺山資紀中将は同参謀長伊集院五郎中佐ら幕僚5名を従えて西京丸に乗船した。西京丸は戦況視察の目的を以て連合艦隊付となり艦隊とともに北方の仮根拠地(朝鮮半島最西端チョッペキ岬の北東)に移動した。

翌17日昼ごろ、仮根拠地に停泊していた連合艦隊本隊と第1遊撃隊(司令官坪井航三海軍少将)は、清国海軍提督丁汝昌率いる北洋艦隊出撃の情報を得、艦隊決戦を挑むべく17時頃抜錨して海洋島(ハイヤン島・大連の東方海上)への針路をとった。出撃に先立ち、伊東長官は西京丸と砲艦赤城に対して戦闘を避けるよう指令を出した。

一方、清国北洋艦隊は9月13時頃、山東半島の威海衛(現威海市)を出港し大孤山(現孤山)に向かう陸兵4,000人を分乗させた輸送船5隻を護衛するため大連湾を抜錨した。大孤山で陸兵の上陸を支援した北洋艦隊は、翌17日午前からの沖合いで訓練中であつた。

同日11時過ぎ、北洋艦隊は索敵中の連合艦隊と遭遇した。黄海海戦の勃発である。

戦闘の激化にともない、本隊に続行していた

回航、同年8月に到着後、ただちに上海航路に就航した。

西京丸と赤城は敵艦隊の正面に孤立する結果となり、赤城は艦長坂元八郎太少佐が戦死、西京丸も舵機蒸気管に被弾し魚雷攻撃を受けるなどの攻撃を受けたが無事仮根拠地に帰還した。

黄海海戦後、旅順港に逃げ込んだ北洋艦隊は、陸側から包囲される形勢となつたので、そこから威海衛に撤退した。しかし、日本海軍水雷艇の執拗な攻撃と地上からの攻撃に耐えかね清国軍は全軍降伏した。これにより日本海軍は黄海・渤海湾の制海権をほぼ掌握、大陸への派兵はスムーズとなり、以後の作戦行動は順調に進展した。黄海海戦後、西京丸は一旦帰国して修理を終え、引き続き徴用船として活動した。

日清戦争の講和条約は日本側全權大使伊藤博文と清国側全權大使李鴻章の間で交渉の結果、明治28年(1895)4月17日に下関において調印され、5月8日同条約は批准された。西京丸は、その条約に基づき割譲された台湾の平定作戦にも参加したが戦争終結後、徴用は解除され、再び上海航路に復帰した。

明治36年(1903)西京丸は弘済丸(2,627トン)と入れ替わり上海航路から撤退、明治37年(1904)2月10日、日露戦争が始まると同型船の神戸丸(2,901トン)とともに病院船として活躍した。第1次世界大戦(1914・7・28―1918・11・11)前後は青島航路に転じ、大正10年(1921)5月7

日に栗林商船に売却され、上海・大連航路に就航したが、その後老朽化により引退し、昭和2年夏、大阪尻無川で解体された。

【三菱商船学校に関する資料】

現在、東京海洋大学明治丸海事ミュージアムには、三菱商船学校に関する明治8年から明治21年までの諸文書が保管されている。その内容を掲示して参考に供する。

明治八年記録目次

番号	件名	月日
号外	校内諸務取扱ノ区別并金貨出納手順之儀ニ付伺	一一・一五
一	別紙 社長江経伺ノ上施行スベキ条件学校費遺托ノ目途及貨幣取扱ノ大意	一一・二二
二	水夫雇入ノ儀ニ付伺	一一・二五
三	学校記事ノ儀ニ付伺	一一・二五
四	該校定員并常費等ノ儀ニ付伺	一一・二五
五	別紙 商船学校定員并給料ノ概略	一一・二五
六	事務掛校費ノ概略	一一・二五
七	事務掛校費名採用ノ儀ニ付伺	一一・二五
八	事務掛校費採用申達ノ儀ニ付伺	一一・二五
九	会計局使用ノ金貨切符請求証押印ノ儀ニ付伺	一一・二五
一〇	水夫等級月給ノ定メ及ヒ食料給付ノ儀ニ付伺	一一・二五
一一	別紙 商船学校水夫名前	一一・二五
一二	学校船成妙永代橋下流標目内江碇繋之儀ニ付伺	一一・二五
一三	新募生徒試験採点法ノ儀ニ付伺	一一・二五
一四	別紙 新募生徒試験概略	一一・二五
一五	各員職務章程及権限編成ニ付上申	一一・二五
一六	別紙 商船学校各員職務章程及権限	一一・二五
一七	入校免状書式之儀ニ付伺	一一・二五
一八	入校志願者ヨリ校則等照会	一一・二五
一九	図書献納書	一一・二五
二〇	図書送り状 別紙不明	一一・二五
二一	生徒放免方指示書	一一・二五
二二	兵学寮試験ニヨル推薦状	一一・二五
二三	別紙 兵学寮試験成績表ニ通	一一・二五

明治九年記録目次

番号	件名	月日
三三	事務掛校費長水夫校費増給御届	一一・四
三六	開校式施行之儀ニ付伺	一一・四
四〇	ラブルコート譲り請ノ儀	一一・三
四一	生徒四名監事申渡ノ儀ニ付伺	一一・三
四二	英国人ダラス英語学教師トシテ雇入之儀ニ付伺	一一・三
四三	生徒先立品フランクット購求之儀ニ付伺	一一・三
四四	古川坂次郎入校免状返納ノ儀ニ付伺	一一・三
四五	係医員診察料之儀ニ付伺	一一・三
四六	海軍中尉中村清三郎船具運用教師トシテ来校ノ儀ニ付伺	一一・三
四七	水禁道秀前誓確守方説諭依頼状	一一・三
四八	右 悔悟帰国ニ付礼状	一一・三
四九	商船学校常費目途概略	一一・三
五〇	事務係松山温徳改印ノ儀ニ付伺	一一・三
五一	皇国文説書作文ノ両科取説度儀付伺	一一・三
五二	事務掛増給ノ儀ニ付伺	一一・三
五三	教師コルニンク止宿所之儀ニ付伺	一一・三
五四	飯則貸費生徒名臨時入校許可儀ニ付伺	一一・三
五五	夏期日課時限表定立ノ儀ニ付上申	一一・三
五六	該校記事訂定ノ儀ニ付報告	一一・三
五七	校船修繕中日課表	一一・三
五八	校船「パーク」形ノ帆船二改造ノ費用目途	一一・三
五九	成妙丸船税立替金返納之儀ニ付掛合	一一・三
六〇	学期中等級ヲ設置スル儀ニ付伺	一一・三
六一	明治八年十一月ヨリ九年九月迄ノ経費	一一・三
六二	機関科生徒募集之儀ニ付上申	一一・三
六三	臨時派遣生徒ノ儀ニ付伺	一一・三
六四	別紙 別冊生徒実地航海派遣規則	一一・三
六五	教師ラムセー雇更更新手続ノ儀	一一・三
六六	別紙 別冊ラムセー雇更更新手続ノ儀	一一・三
六七	飯則生徒六名内国航海派出ノ儀付伺	一一・三
六八	（本社指令）	一一・三
六九	英国派出生徒ノ儀ニ付伺	一一・三
七〇	船舶略差出ノ儀	一一・三
七一	別紙 船舶略差出ノ儀	一一・三
七二	中村六三郎宛私信	一一・三
七三	飾旗之期節問合セノ回答	一一・三
七四	事務係松山温徳江賞与金并等級印紙御下附ノ儀ニ付伺	一一・三
七五	（右本社指令）	一一・三

明治十年記録目次

番号	件名	月日
一	事務長心得事務係賞与金ノ儀ニ付上申	一一・一五
二	明治十年中一ヶ月分遣拂目途	一一・一五
三	本社所轄船舶ト内国航線及船名照会之回答	一一・一五
四	郡 寛四郎 履歷書	一一・一五
五	浅岡俊吉 実地航海履歷書	一一・一五
六	新湯丸乗組取締携帶品借用証	一一・一五
七	高砂丸乗組取締携帶品請取証	一一・一五
八	生徒各船從覽添書	一一・一五
九	松山温徳等級印紙下附通知（一三四号回答）	一一・一五
一〇	松山温徳本社江出頭方通知	一一・一五
一一	工部大学校學課規則等送状	一一・一五
一二	新湯丸乗組生徒取締（在ロンドン）宛別封通達方依頼	一一・一五
一三	別封	一一・一五
一四	帰国方策ニ付テノ指令（高砂丸伝達方ヲ含ム）	一一・一五
一五	学校現況、西南ノ役等通報	一一・一五
一六	商船学校生徒員数	一一・一五
一七	日報報知読新聞ノ投ス	一一・一五
一八	別紙 新湯丸生徒員数通信書ノ概略	一一・一五
一九	貴塾生徒前演習等事業見学修業ノ儀承諾回報（攻玉塾近藤真琴宛）	一一・一五
二〇	攻玉塾ヨリノ通学生姓名	一一・一五
二一	本社所轄船舶及全国支社ノ惣数ノ儀	一一・一五
二二	照会本社所轄船舶一覽	一一・一五
二三	全国支社一覽	一一・一五
二四	新湯丸乗組生徒取締賃屋洋介ヨリ事務長へ具申ノ抜粹	一一・一五
二五	新湯丸乗組生徒吉田有稔ヨリ事務掛へ信書ノ抜粹	一一・一五
二六	御校不用書籍ゴールド・スマス地理書三十部下附格ノ儀ニ付照会	一一・一五
二七	ゴールド・スマス地理書三十部下附格ノ儀ニ付回答（東京大学文学部）	一一・一五
二八	明治九年七月ヨリ同年六月三十日迄ノ及第生徒ノ人員并免状附与月日ノ儀ニ付報告	一一・一五
二九	別紙 明治九年七月ヨリ同年六月三十日迄ノ及第生徒ノ人員并免状附与月日ノ儀ニ付報告	一一・一五
三〇	シ運用科生徒勉勵人員	一一・一五
三一	成妙丸關係調書	一一・一五
三二	岩手県ノ官員ヲ辞シ本校入学ヲ切望ノ信書	一一・一五
三三	該校席上学科終了生徒へ賞与ノ儀ニ付上申	一一・一五
三四	別紙 賞与等別生徒名簿	一一・一五
三五	生徒惣数調	一一・一五

明治十一年記録目次

四三

在英学生徒八名所分ノ儀ニ付伺

五・二〇

明治十二年明治十三年記録目次

月日

明治十一年記録目次

番号	件名	月日
三	生徒式名派出中不都合有之ニ付懲罰申付候儀ニ付御届	一・一一
二	大園航法表ノ刻成ニ伴フ版權免之儀ニ付依頼	一・二五
五	大園航法免許料収入証之儀ニ付送付	一・一九
六	浦野庸齋本社小使御雇ノ儀ニ付回報	一・二三
七	機関科則改定伺并運用科生徒入校年齢改定伺書ニ付指令ノ儀依頼	
八	新湯丸生徒信書抜抄二通并校島生徒郵書之儀ニ付送達	一・二八
九	大園航法翻訳書二部納附并譲渡ノ儀ニ付申添	一・二九
番外	大阪鐵道局大眉氏ヨリ問合之儀ニ付照会	二・五
往一五	別紙大阪府下之航海学校創立之志願ニ付学校居家、器械、其他大略之儀ニ付照会	二・四
往一五	職務章程、校則、經費明細表等参考書類之儀ニ付送達	二・一四
往一五	録事記載願	二・二六
往一五	別紙内国教育新報印刷発行願、開届(写)	二・二七
一六	運用学全科卒業免状并及第免状授与ノ儀ニ付御届	二・六
往一五	別紙明治十一年二月第一級大試験第二四五級臨時及第試験、採点表御佑献立書	三・一六
二四	二名上申中御請書之事	三・二三
二四	機関科生徒横浜製鉄所江派遣ノ儀ニ付上請	四・四
往三六	約定書之事(石川島器械学校設立)	四・一七
往三六	高砂丸生徒取締伊東治三郎通信之儀送達	四・二二
一一八	別紙英国ニ於ケル新湯丸、高砂丸乗組生徒ノ動静之儀報告	十・二三
一一八	商船学校生徒下宿先ニ付回報	四・二八
三三	御校生徒寄宿二係ル約定書	五・三
三三	運用科生徒兩名臨時大試験施行之儀ニ付伺	
三六	機関学生徒へ免状付与之義上申別紙明治十一年五月機関科第四級定規及第試験採点表	五・一〇

明治十二年明治十三年記録目次

番号	件名	月日
四三	在英国生徒八名所分ノ儀ニ付伺別紙なし	五・二〇
四三	新聞広告掲載之儀ニ付依頼	五・二四
四三	別紙運用科貸費生徒十名自費五名欠員募集広告	六・七
六六	在英国生徒向後三ヶ年間外国商船ニ於テ実地航海修業ノ儀申付ニ付通達	
六七	明治十一年六月大試験并定期及第試験採点表	
六七	社員入社ノ節推挙人姓名ノ儀ニ付届別紙学校職員推挙人	
往五〇	外国人Komin 雇上期間調査之儀付依頼	七・五
往五〇	雇入教員「コーニング」雇間日数之儀ニ付申進	
往五一	社長勲四等拝叙ニ伴フ校員一同祝辞申出之儀ニ付申進	七・八
往五一	下宿者名簿	
往五一	明治十一年二月新湯丸江乗組以来当七月迄船長「ウォーカー」ヨリ請取五員江配領セシ經費并物品証	七・一五
往五五	松本安藏航海中之所在之儀ニ付照会	九・二七
往五五	本校生徒員数取調之儀ニ付送達	一〇・二四
往五五	別紙明治十一年六月廿日生徒総員内訳之儀ニ付照会	一〇・一六
三三	明治十一年六月廿日生徒総員上海ボイド社中造船所江機関生徒実地修業依頼之回答抜抄之儀ニ付通知	一〇・二一
一〇一	生徒伊東治三郎外三名英国ヨリ帰朝ノ儀ニ付上申	一一・二六
一〇一	英国派遣実習生之倫敦横濱間航海記高砂丸取締携帶品配領音信料等遣拂船長及ビ「フラーン」氏ヨリ請取金品之儀ニ付届	一二・二〇
一〇一	別紙取締携帶品配領	

明治十二年明治十三年記録目次

番号	件名	月日
一	明治十二三両年間学校經費金額遣拂目途之儀ニ付伺	一・一八
二	別紙概算書	
二	無給少俸見習改称之儀ニ付上申	一・一一
二	經費減少之方策ニ付海陸員へ指令	一・二八
三九	外洋派出生徒ヨリノ信書ヲ閱覽ニ供スルノ添申	四・二一
三九	別紙アーガイルシヤイ号乗組賀屋洋介信書	二・二〇
四二	クラオンソープ号乗組片岡清四郎信書	一・二四
四二	片岡清四郎之推薦状	一・二七
四二	氣象学用器械購求之儀伺	五・九
四二	御請書之事	五・三一
六三	混立書	
六三	病死セシ貸費生徒ノ学資金額處ノ儀ニ付伺	九・
七一	事務温徳省ノ義ニ付上申	一〇・五
七二	別紙右本人願出	一〇・四
八〇	商船海員必携印行之儀ニ付伺	一〇・二四
八〇	別紙商船海員必携六部刷行入費積書	
八二	別紙出版々権御願(案)	
八二	英国派遣生徒松山栄之丞帰朝之儀ニ付御届	一〇・二八
九八	別紙帰朝御届	
九八	生徒松山栄之丞学費處分并本社へ御採用相成度義ニ付伺	一一・二
一二二	明治十二年十二月廿一日日本則科徒原因并十二年卒業人員表	一二・六
一二二	生徒大野鈍太郎徴兵免役金貸渡之儀ニ付伺	一二・二五
一二二	長崎丸生徒難航ニ付給与品	
一二二	貴校生徒田中久男徴兵過齡ニ付及第免状等照会ニ付督促	一三・一二
六五	田中久男徴兵免除之儀ニ付回答	一・一一
六五	別紙学校明細表	一・二七
六五	第二回内国勸業博覧会出品願	一・二六
四九	本校生徒入学試験方法書并諸規則書類之儀ニ付進達	六・二〇
四九	別紙生徒募集及ビ入校試験方法	
四九	松山温徳、山田毅、宍戸繪之諸氏參觀派遣之儀ニ付謝意	九・一〇
四九	出版々権御願	
四九	商船海員必携識讀者	一一・六

番号

番 号	件 名	月 日
往一七	河岸地拝借願 別紙図面(借り予定見取図) 杉山伊十郎ヨリ汽船乗辺場使用ノタメ河岸边地拝借願出二付差支之有無照会之儀三付報答 第二回内国勸業博覧會出品商船舶形說書畫	二・三 二・二〇
一一二	教員補助松本安藏家族引纏々ニ無賃乘船差函書御下附之儀上申 別紙松本安藏家族名前書 銃器売買願(警視總監監宛) 右開届之儀(警視總監監)	三・一一 三・二六 三・二六 三・二七
一二三	校章變更ノ義二付伺 左因三菱商船学校々章 事務松山温德帰省之儀上申 歸京御屆	四・四 四・六 四・三
四一	改正校章諸向へ御領附方之儀上請 別紙三菱商船學校改訂校章	四・三七
四五	本校附属変則科ヲ海員救済會へ交付致度義二付伺	五・一七
五〇	三菱商船學校独立維持法考案 転校并經費金節約方法見込書 転校并經費金節約方法見込書 右本社指令 別紙一、二号表三菱商船學校月拂遣拂比較表 別紙二、三号表商船學校職務俸給及姓名	五・二〇 五・二七 六・一一
五一	別紙月拂遣拂比較表說明	六・一〇
五二	別紙商船學校改正職務俸給ノ説明	六・一〇
五三	別紙權限	六・一一
五八	紙職職務章程 教員ラムセー氏ハ謝義贈与等之義伺褒賞授与式出席方案内	六・二〇
九二	第二勸業博覽會ヨリ賞牌御授與相成之義二付御屆 校中ハ諭告書之義二付上申 別紙第一等有功章 招待狀(ラムセー氏宛) 轉校御屆 英國派遣生徒三田村鐘三郎帰校之儀二付御屆 別紙帰朝居 商船々具運用全書刊行費ノ義二付伺御請書	六・二五 六・二七 六・二七 六・二五 九・一七 九・一七
一〇八	明治十五年中心経費豫算ノ義二付伺御請書	九・一七 一〇・一八 一〇・一九
一一六	別紙経費増減表	一一・一
一二二	別紙明治十五年中月費遣拂表說明 坂本資積立金皆納方之儀二付照会 本校社員四名昇級之義二付上請 明治十五年度本校経費豫算之儀二付回答 別紙明治十五年度商船學校経費豫算 右本社指令 新年趣礼云々御問合之義二付回答	一一・二七 一二・一 一二・一 一二・二 一二・二 一二・二 一二・二

明治十五年乃至明治廿一年記錄目次

番 号	件 名	月 日
丙九	文部省各局課長官姓名 商務局江拜命管船舶局江転任迄之七日 間欠席之有無之儀ニ付照会 須磨浦丸乗組生徒船内不礼之儀説諭 相加へ嘆願書差出ニ依今后ノ取扱之 儀ニ付照会 別紙右悔悟ノ念表明之書 別紙嘆願書 写機関科教員確保方塚原局長江添言 之儀ニ付依頼 東京風帆船会社船舶及船長運転手姓 名記 機関方卒業者三名差向方依頼状 図書代価請求書 誓書（講室内喫煙始末書） 共同運輸會へ總會ニ於テ船員雇用問 題ヲ論ス 商船学校規則及生徒入学年齡、在学 年限改定沿革表 本初子午線并ニ計時法ニ係ル意見 東京商船学校所属地所及建物目録 海軍兵学校砲術受業心得 中試験採点増減格例 校儀採用 ラムセー頭徳碑々文 休息所区分（参列者叙列） 謝罪状 同右 日本郵船会社ニ望ム 長崎県会議長他三名学校參觀之儀ニ 付依頼	一四・一〇〃 一五・四の間 四・一七 五・一〇 五・一〇 五・一〇 六・七 六・三〇 十六・二・八 十七・九・七 十八・二・九 二一・一〇 十八・九 十九・二・ 二・ 十九・二・ 三・ 十九・三・ 二十・三の間 七・二〇 廿一・六・二一

【あとかき】

本稿執筆の動機は、東京海洋大学付属図書館（越中島キャンパス）に保管されていた「海軍工作船元山丸」の寫眞について調査を依頼され、その撮影者が長崎在住の著名な写真家上野彦馬であること、日本海軍工作船元山丸船長川室清造（N1期）、1等機関士陳直治（E1期）、2等機関士松尾貞吉（E7期）、3等機関士岩崎瀧男（E7期）は、三菱商船学校卒業生であり、『海洋会名簿』（一般社団法人海洋会）に登録されていること等々からである。

【参考文献】

なお 執筆にあたり日本郵船歴史博物館および伊藤喜市（高船N6）氏より諸資料の提供をいただいた。ここに記して謝意を表する。

—完—

戦力と船力…須川邦彦、羽田書店、1944
東京商船大学百年史…東京商船大学百年史編集
委員会、1976
世界の艦船別冊・日本郵船船舶100年史…海
人社編、海人社、1984
日清戦争…藤村道生、岩波書店（岩波新書）、
1973
海戦からみた日清戦争…戸高一成、角川書店、
2011
艦艇発達史…木俣滋郎、海人社、2002
明治の外交力―陸奥宗光の『蹇蹇録』に学ぶ…
けんけんろく
岡崎久彦、海竜社、2011
日本郵船船舶100年史（世界の艦船・別冊）…
海人社、1984